

明専・九州工業大学自動車部OB会会則 (太字は改正部分)

第1章 総 則

第1条 本会は明専・九州工業大学自動車部OB会と称し本部事務局を岡山市田町2-14-2嘉村剛(化33)宅に置く。

第2条 本会は自動車部OBを主体とし、会員相互の扶助親睦を図るとともに、現役自動車部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
①会員総会 ②地区部会 ③現役部員との交歓会
④自動車部への援助 ⑤その他

第4条 本会は次の会員をもって構成する。
①通常会員 自動車部OBで会費を納入したもの。
②特別会員 部長、顧問、参与で役員会が要請し受諾を得たもの。
③賛助会員 同部に協力するもので、役員会によって推薦し総会で承認されたもの。
④準会員 会費は未納だが、各種案内に回答があったもの。

第2章 役 員

第5条 本会は次の役員を置く。
①会長 1名 ②副会長若干名 ③幹事(地区幹事・副幹事) 若干名 ④会計 1名(副会長兼任を妨げない) ⑤会計監査1名 ⑥顧問 若干名

第6条 前条の役員は、会員中より前期役員会によって推薦し総会で承認を得る。

第7条 会長は本会を代表し、且つ会務を総括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長不在の際は、その職務を代行する。
3 幹事は予算決算、その他会務を審議執行する。

第8条 上記役員の任期は2年とする。ただし重任、兼任を妨げない。
2. 役員は次期候補を推薦した後退任するものとする。

第3章 会 議

第9条 本会の会議は、総会、地区部会、役員会とし、

呼称の統一について これまで地区と、支部という呼称を使っていたが、以後地区(例関東地区)に統一する。

それぞれの半数以上(委任状を含む)で成立する。
会議の議決は出席者の過半数の賛成をもってする。
総会は、本会最高の議決機関で会長がこれを召集する。

- ① 定例総会
- ② 会員の5分の1以上の要求があったとき
- ③ 会長が必要と認めたとき

第4章 会 計

第11条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。

会費は1年分1,000円とし2年分2,000円を徴収する。

第12条 本会の会計年度は10月1日に始め翌年の9月30日に終了する。

第5章 地区部会

第14条 本会は地区部会を九州、関東・中京・関西に設置する。

2 その他の地区部会は本会に届けて設置することができる。

第15条 地区部会における役員・細則は、地区の会合によってそれぞれ定めることとする。

2 地区幹事は本部役員との兼任を妨げない。地区役員の異動はその都度本部に通知するものとする。

第6条 細 則

本会会則の改正は総会参加総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

会員は住所氏名、電話番号などに変更があったときは直ちに本部に連絡するものとする。

2 会員は本人及び他の会員の移動、名簿の誤記、欠落など本部に通知するものとする。

本会は年に1回ないし2回、会報「流星」を発行し、会員、準会員に配布する。

附 則

本会会則は昭和41年1月26日から有効とする。

本会会則は平成15年11月23日改正施行する。

本会会則は平成19年10月20日改正施行する。